第３回津家庭裁判所委員会議事概要

１　開催日時

平成１６年１２月９日（木）午後１時３０分～午後４時００分

２　開催場所

津家庭裁判所別館４階大会議室

３　出席者

（委員）

天野登喜治，須山美智子，中條隆二，中西智子，林一茂，林潤一郎，前田恭子，前原捷一郎，松本純一，村田正人（五十音順，敬称略）

（事務担当者）

事務局長，首席家裁調査官，首席書記官，総務課長，総務課課長補佐

４　議事

（１）開会の言葉（総務課長）

（２）委員長あいさつ

（３）新任委員自己紹介

（４）前回の委員会における意見に対する検討結果

ア　事件数の開示について

当庁のホームページに事件数を掲載したことを報告した。

委員からは，事件の種別ごとに件数を示した方が分かりやすいとの意見があった。

イ　補導委託先の開拓について

各方面に協力を依頼し，現在前向きに検討していただいている施設もある旨を報告した。

（５）首席書記官及び首席家裁調査官による説明

成年後見制度の概要を説明した。

（６）意見交換

意見交換の要旨は，別紙のとおり

（７）次回の意見交換のテーマについて

家事調停に関する話題について実施することとなった。

（８）次回開催日　平成１７年５月２６日（木）午後１時３０分から午後４時００分まで

（別紙）

意見交換の要旨（●委員長，○委員，□事務担当者）

1　テーマ「成年後見制度について」について

○　概要説明の中で，裁判所では成年後見制度運営協議会を開催しているとのことだったが，同協議会の内容，協議員の構成について伺いたい。さらに，鑑定を依頼する医師の専門分野，鑑定期間について伺いたい。

□　協議員は，第三者後見をしている機関等の関係機関にも参加してもらっている。協議内容については，制度改正の前後の年は手続説明的な内容が中心だったが，年数が経過するにつれて，関係機関の連携など中身の濃い議論に推移してきている。今年度の協議会では，市町村長の申立てが少ない点，審理期間の問題，地域権利事業との役割の違いなどの問題が出たほか，本人と利益相反する後見人の選任の問題も出ていた。施設に入っている者の後見人に当該施設の社会福祉士が選ばれないのは，この点と関係がある。

○　利益相反の問題では，複数後見でクリアできるのではないか，つまり，身上監護と財産管理に分けて，財産管理については，弁護士等を選任することで対応できるのではないかとの話をした。

□　鑑定書は主治医に頼む場合は，大体１か月以内に出てくるので，裁判所としては特に期間を切っていない。主治医でない医師に頼むときは期間を切っている。期間を切っていないときでも，１か月過ぎても出ないようなときは催促をする。

○　かかりつけの医師は，ずっと本人を診ているので，例えば内科の医師であっても，鑑定を受けた精神科医よりも本人の状態がよく分かるという場合もあるのではないか。

●　本人を鑑定するかどうかについては，裁判官が，申立ての際に提出される診断書等や，家裁調査官が本人と面接した結果などを総合的に判断して行うかどうか判断している。

　鑑定の医師は，判断能力の鑑定なので，やはり精神科医に依頼することになる。

○　利益相反という話があったが，施設に入っていて，痴呆にもなっていないときに施設の人を後見人に選ぶのはいいということか。

○　任意後見ということになるが，判断力があるときに自分が選んだのだからいいということである。

○　自分も最近親が亡くなり，亡くなる直前は痴呆状態だったが，後見人ということはまったく頭になかった。どういうことで後見を申し立てることになるのか。

●　後見は，本人は分からないので，周りの人が本人のために財産管理をするということで申し立てることになる。ほとんどの場合，親族が後見人になっている。

□　従来は福祉的措置であったものが，平成１４年に制度が変わり，すべてが契約になったので，本人に判断能力がない場合は，成年後見制度を利用しないと契約ができないということになった。そのため，施設から入所者の分をまとめて申し立てる事例が見られる。

○　第三者が選任される場合は，どういう場合なのか，費用はどれくらいかかるのか。選任される第三者とはどういう人か。

□　身よりのない場合とか，遺産分割のためなど専門家を活用した方がよい場合に親族以外のものが後見人になる。選任される第三者については，当庁では弁護士，司法書士等にお願いしている。

●　費用は，本人の財産と，後見人が管理のためにどういうことをしたかを考慮して決めるので，一概にどれくらいということは言えない。

○　後見監督とは，どのようなことを監督しているのか。

○　生活にかかる費用や，冠婚葬祭などの費用について報告を求めており，領収書などを出してもらったりしている。

□　後見監督については，件数が急増しているので，財産の処分にかかっているときはしっかり監督し，安定期であれば年に一度あるいは２年に一度くらい，書面確認のみですますといった具合に，監督にメリハリをつけて対応していきたい。

○　後見人は，本人の近くに住んでいる必要があるのか。

□　個々のケースについて，施設との連絡状況・協力などについて調査して決める。近くの人がベターだが，やむを得ないケースもある。

2　その他

○　津の場合は地裁と建物が一緒なので難しいかもしれないが，建物の雰囲気が固い。壁の色などを変えてもっと柔らかい感じにできないか。

□　地家裁で色を分けるのは美観の観点から相当かどうかといった問題もある。たまたま，現在改修工事が進んでおり，オープン化（各室のドアをガラス張りにする。）の工事も予定されている。

来庁者への応対について，職員にはていねいに応対するよう日ごろから指導している。また，備品にも明るい色を使うなど雰囲気作りにも工夫をしている。今後も御意見があれば頂きたい。

●　ホームページへ掲載する事件数について，事件の種別ごとに示すべきとの意見があったので，次回までに検討することとしたい。